

## 令和元年度 練馬区立谷原小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得る問題でもあるとの認識に立ち、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める。学校・家庭・地域が一体となって、継続的に取り組みを進めていく。

いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守り、組織的に対応していく。

### 2 対策方針の基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめの防止に向けた学校の方針

○いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が、児童や学級の様子を細かく看護することが重要である。児童と同じ目線で物事を見、考え、個々の置かれた状況を把握することも必要である。また、学級経営や行事等を通して、児童に自己有用感や充足感を与え、いじめの発生を抑え、未然防止を心掛けていく。

○いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築する。どんな些細な点でも情報を共有する。また、保護者や地域に対し働きかけを行っていく。

○いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめをしてしまった児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

### 3 学校の取組

#### (1) 組織の設置

○ 校長は、所属教員の中から「学校いじめ対策推進教員（以下、推進教員）」を指名する。推進教員は、校長、副校長および生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等と連携し、区や学校の方針に照らして、学校の抱える課題の解決に向けた取組を行う。

○ いじめ事案発生時には、上記委員会に事案に応じたメンバー（学年主任、担任等）による「緊急いじめ対策委員会」を設置し、全教職員に報告、対策を講じていく。

#### (2) いじめの防止

##### ①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 道徳の授業および全教科において、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討し、いじめ防止に関する授業を実施する。「やさしさ」「人としての気高さ」「他人を思いやる心」な

ど人間性豊かな心を育て、いじめをしない、許さないという土壌を築く。

- 児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等養うため、情報モラル教育の充実を図る。SNSの利用に関しては、「SNS 谷原小ルール」を策定し、トラブルの未然防止に努める。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むようにすることに努める。読書活動（朝・読書旬間・保護者による読み聞かせ等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- 委員会活動・クラブ活動・兄弟学年の取り組み・集団登校等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- 児童が安心して過ごせる学級作り・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多く設定する。

#### ②児童生徒の主体的な活動の促進

- あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるよう継続した指導を行う。教職員による年3回の挨拶運動、代表委員の児童による挨拶運動を行う。また、保護者会や学校公開の際に、保護者への啓発も積極的に行う。

#### ③教職員の指導力の向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり、専門家等を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを改めて確認する。
- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行うようとする。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

#### ①定期的（月に1回）ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施、集計、分析し、未然防止・早期発見に努める。
- 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

#### ②教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいようにするために、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかかわりがもてるよう場を設定する。
- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生については、スクールカウンセラーとの全員面接を行う。

#### ③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

#### (4) いじめへの対処

##### ①いじめられる側の児童生徒への支援

- 本人や周辺からの聞き取りし、事実確認を行う。
- 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- 自尊感情をもたせるよう言葉掛けを行う。
- 休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

##### ②いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」「いじめは人権侵害である」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- いじめた子も、孤立感・疎外感をもたないように配慮した指導をする。

##### ③いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」「いじめは人権侵害である」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。

##### ④学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込みず、担任、学年、学校全体で対応する。
- いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し共通理解を図る。事案により、緊急いじめ対策委員会を設置し、事実調査を行う。
- いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。

##### ⑤重大事態への対処

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

- 重大事態の発生時には、練馬区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動搖を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

#### ⑥インターネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

#### ⑦校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブ、家庭支援センターや児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

### （5）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 定期的に且つ必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

### 4 付則

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年 4月 1日から施行する。